

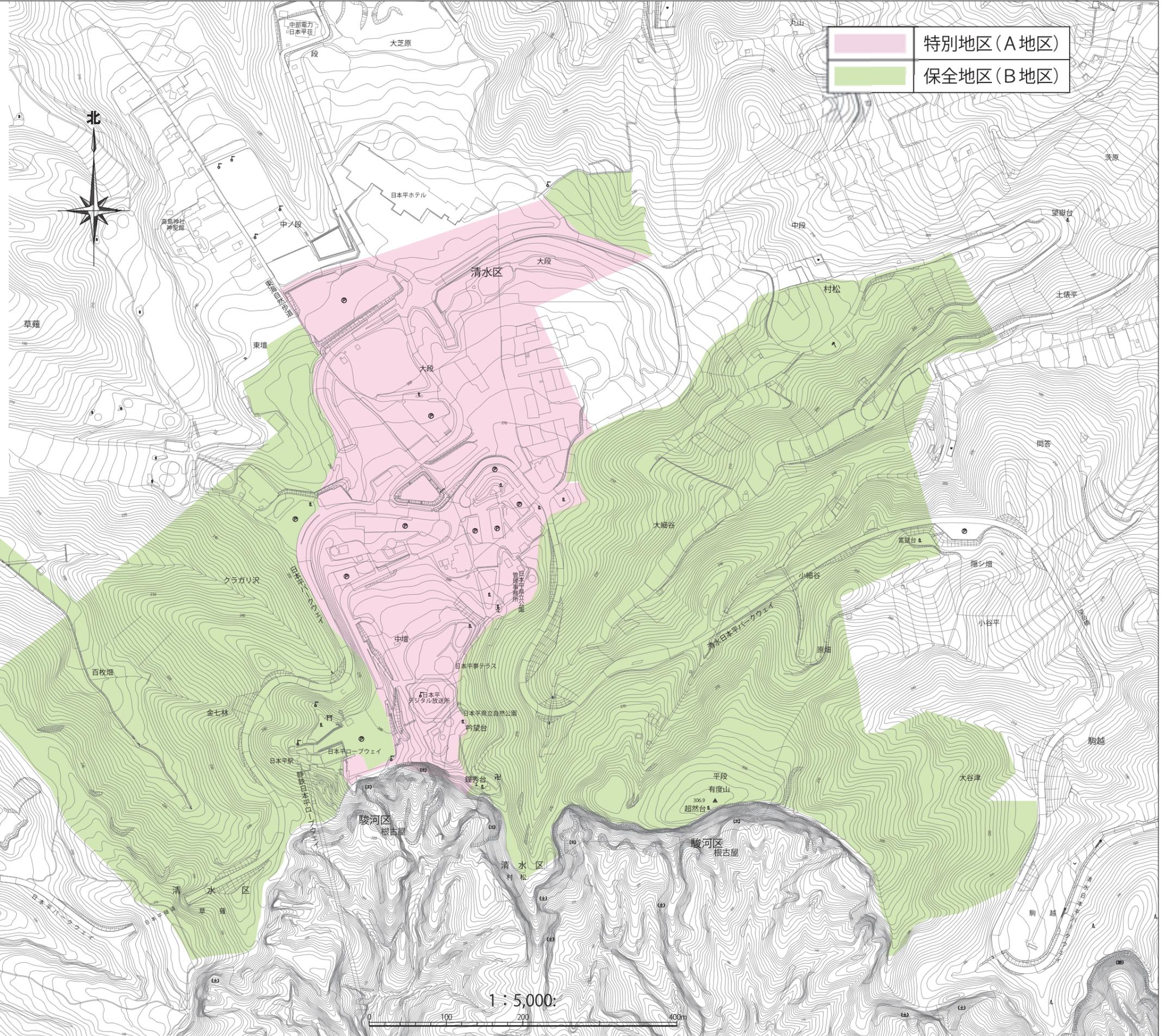
名勝日本平規制地区図

令和8年3月作成

※名勝日本平は、昭和34年6月17日付官報第9743号の文化財保護委員会告示第28号で、文化財保護法第69条第1項の規定により指定されました。

名勝日本平指定地域

- 〈静岡市清水区大字村松〉
 - 字平段、大細谷、小細谷の全部
 - 字隠畑の内4089番以西の地域
 - 字大段の内次の各地番以南の地域
 - 4031番ノ2、4031番ノ3、4034番、4040番ノ2、4041番ノ1
 - 4042番ノ1、4042番ノ2、4043番ノ1ノ1、4043番ノ1ノ2
- 〈静岡市清水区大字馬走〉
 - 字大壇の全部
- 〈静岡市清水区大字駒越〉
 - 字大谷津の内次の各地番以西の地域
 - 3061番、3062番ノ2ノ1、3062番ノ2ノ2
 - 3062番ノ2ノ3、3062番ノ1ノ2ノ1、3064番ノ1ノ1
 - 3064番ノ1ノ3、3064番ノ1ノ4、2967番ノ1ノ2
 - 2968番ノ1ノ6、2968番ノ1ノ7、2969番ノ1ノ8
 - 2971番ノ1ノ1、2971番ノ1、2971番ノ3、2972番、2973番
 - 2974番、2975番、2976番ノ2、3009番、3011番ノ丙、3012番ノ丁
 - 3013番、3020番、3017番ノ2
 - 3017番ノ1、3016番ノ2、3015番、3014番ノ丙
- 〈静岡市清水区大字草薙〉
 - 字中檀の全部
 - 字東檀の内次の各地番以南の地域
 - 711番、712番ノ1、712番ノ3、712番ノ4、725番ノ5
 - 714番ノ17、714番ノ18、731番、733番、734番
 - 字ボラの内428番ノ25及び428番ノ26以南の地域
 - 字クラガリ沢の内598番ノ14及び598番ノ16以南の地域
 - 字金七林の内597番ノ2以南の地域
 - 字百枚畑の内次の各地番以南の地域
 - 446番、467番、468番、469番
 - 字久能道西の内次の各地番以南の地域
 - 430番ノ19、430番ノ43、430番ノ58



現状変更規制地区の種類と規制基準

- 1 特別地区(A地区)**

周遊しながら四周を見渡すことができ、展望と景観の構成上貴重な地区であるため、良好な観賞環境が維持向上されなくてはならない。

また関係法令の規制やこれまでに策定された諸計画に示された名勝としてのあるべき将来像との整合性を図りつつ、積極的に管理を施すべき地域でもある。そのため以下の現状変更等は許容する。

 - (1) 災害の防止及び人命の安全を確保することを目的としたもの。
 - (2) 展望を妨げる樹木の伐採や修景のための植栽など、名勝としての景観・環境を維持し回復するもので、保存・活用上必要なもの。
 - (3) 都市公園及び自然公園の計画に基づくもの
- 2 保全地区(B地区)**

名勝の維持に対し一定の役割を果たしてきた地域であり、緑が多く、良好な景観を形成し、自然環境の保全の上で重要な地域である。

従って、次に挙げた行為以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

ただし、公益上欠くことのできないもので、他の規制地区ではその意義を失うものを除く。

 - (1) 災害の防止及び人命の安全を確保することを目的としたもの。
 - (2) 安全や案内を目的とした誘導看板で、景観に配慮したもの。
 - (3) 展望を妨げる樹木の伐採や修景のための植栽など、名勝としての景観・環境を維持し回復するもので、保存・活用上必要なもの。
 - (4) 既存の建築物、工作物において、既存の建築面積と高さ等の規模を超えない改築で、形状ならびに色彩が景観を損なわないもの。

この地図は、静岡市発行の静岡市都市計画基本図(1/2,500)を使用したものです。